



伊達市一般不妊治療費助成事業のご案内

伊達市では、一般不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

なお、助成を受けるには、毎年度3月10日までに申請が必要で、3月から翌年2月（1年度）の間で受診した不妊検査、一般不妊治療、人工授精が対象です。



【助成対象者】

次の要件すべてにあてはまる方

- ① 一般不妊治療を受けている夫婦である方。
- ② 夫婦のどちらかの住所が伊達市にある方。
- ③ 医療保険に加入している方。
- ④ 夫婦ともに市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方。
- ⑤ 他の市町村で同じ治療に対し助成を受けていないか受ける見込みがない方。

【助成内容】

1年度に支払った医療費の自己負担分（夫婦分を合計した額）のうち、1回35,000円を上限として、通算3回（3年間）まで助成します。

- 医療保険適用の不妊検査及び治療
- 医療保険適用外の人工授精

【申請方法】

次の書類を毎年3月10日までに担当窓口へ提出してください。

※不妊治療が終了し、それ以降治療予定がないときや、治療費の自己負担分の合計額が、すでに35,000円を超えているときは、その時点で申請ができます。

- ① 伊達市一般不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 伊達市一般不妊治療医療機関等証明書（様式第2号）
- ③ 一般不妊治療にかかった費用の領収書（明細書含む）
- ④ 保険証の写し（夫婦2人分）
- ⑤ 市税等の完納証明書（市税務課管理係⑬番窓口で発行、料金は1通200円）

※領収書は確認後、返却します。

【申請受付・問い合わせ先】

伊達市役所 健康福祉部 子育て支援課 保育係（伊達市役所1階⑥番窓口）

健康推進課 母子保健係（伊達市保健センター内）

電話（伊達市役所代表） 0142-23-3331

（子育て支援課直通）0142-82-3194

（健康推進課直通）0142-82-3198

